

貸金業規制法の改正に関する声明

本日、国会において貸金業規制法の一部を改正する法律が成立した。本法で出資法の上限金利が年 20% に引き下げられると共に、長年問題とされてきたグレーゾーン金利が廃止されるなど、未だ不十分とは言え一定の高金利規制が実現した。また、借主 1 人当たりの与信限度額を年収の 3 分の 1 以内に制限する他、過剰与信防止のため、具体的規制を行ったこと、更に貸金業者の開業規制と業務規制にも新たに厳しい要件を付したことなど、多重債務被害の防止に向けて大きな前進が図られた。そうした点において、高く評価することができる。

しかし、出資法の上限金利引下げを含めたすべての規制が施行されるのは、本法公布から 3 年を目処とされている。現在我国には消費者金融の利用者 1 4 0 0 万人、その内延滞者 2 6 7 万人、更には多数の商工ローン利用者、その連帯保証人らが存在している。そして、上記完全施行までの期間、貸金業者の貸し渋り、貸し剥がし等が予想され、多重債務者問題が急増する可能性が高い。

弁護士会においても、引き続き多重債務者救済に全力を挙げて取り組むべきであり、当会としても、多重債務者に関する相談体制の拡充を図り、多重債務者救済のために一層全力を挙げて取り組む所存である。

一方、政府としても、貸し渋り、貸し剥がし等により困窮する多重債務者保護のための対策を早急に進めるべきであり、また、改正法の可及的速やかな施行に務めるべきであって、当会としてはこれを強く要望するものである。

2 0 0 6 年（平成 1 8 年）1 2 月 1 3 日

大阪弁護士会

会長 小 寺 一 矢